

鳥取県公報

受付申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合は試験を受けることができない場合でも、料金は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 学科試験の合格通知

学科試験の合格者に対しては、昭和41年5月上旬に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定の合格者の氏名を昭和41年5月上旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。

6 その他

2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。

貢段行  
二下五  
立木の伐採の限度 説  
立木の伐採の限度並びに續 正

栽の方法、期間及び樹種

卷之三

卷之三

卷之三

火曜

金  
當大日本の

卷之三

目 大

示 指名競争入札に参加する者に必要な資格等

## 解除予定の保安林にする旨の通知

木材製者及び製材業者の登録

○初等教育局  
○此規則は各学校送学区域に関する規則の一部を改正する規則

◇教委告示 昭和四十一年度島取県立高等学校生徒募集定員

昭和四十一年度鳥取県立高等学校入学選抜実施要項の一部改正

正 課 昭和四十年十二月二十日付け鳥取県公安委員会告示第二

十六号中行記

THE JOURNAL OF CLIMATE

# 告示

取扱告示第四十七号

県が行なう指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続

法等について、次のとおり定めたので公示する。

鳥取県知事 石破二朗  
指名競争入札に参加する者に必要な資格

6

指名競争入札参加資格審査票					
年 月 日					
申請用機械器具の調査書(様式第三号)					
ハ 貨物対照表(資格審査提出前一ヶ年の事業年度分のもの)(様式第四号)					
二 資格審査提出前一ヶ年ににおける納税義務の発生した田税(法人税又は所得税に限る。)又は鳥取県の県税(事業税に限る。)及び自動車税の納稅済みを証する書面					
ホ 資格證明書(法人にあつては法人登記の原本・個人にあつては市町村長の證明書)					
< 事業に必要な許可又は認可等を得たことを証する書面					
ト 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないとを確認することができる書面					
チ 田舎証明書					
リ 挿石業を営む者は、前年度に鳥取県に納入した実績(金額)を証する書面					
ミ 資格審査の結果の通知					
資格審査の結果、資格が決定したときは、その旨を本人に通知する。					
四 資格の有効期間					
一による資格の有効期間は、昭和四十一年度限りとする。ただし、昭和四十二年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。					
注: 用紙の大きさは、日本工業規格B4判5とする。					
様式第2号					
種 畜 類 別 清 善					
年 月 日					
氏 名					
( ) ( ) 郵便番号					
特約店名 又は 代理店名					
(4) 落選年数(創業設立 年 月 日) 年					
(5) 前年度実績 決算期別 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 販売額 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円					
(6) 流動資産 千円 千円 × 100% % ・ (7) 流動負債 千円 千円					
(8) 従業員数 人 人 人 人 人 人					
(9) 貸資本金 千円 千円 千円 千円 千円 千円					
本の額 賃料(総額欠損)金 計 千円					

様式第4号

## 貸借対照表

資産の部		資本の部	
項目	金額	項目	金額
現金・預金		支払手形	
受取手形		掛金	
売掛金		短期借入金	
原材料		月末払	
仕掛品		支賃用	
製品(商品)		預り金	
貯蔵品		前受金	
その他の流動資産		その他の流動負債	
計(流動資産)		計(流動負債)	
土地		長期借入金	
固定資産(土地を除く。)		その他の固定負債	
無形固定資産		計(固定負債)	
その他の固定資産		負債計	
計(固定資産)		資本金及び剰余金	
総額確定		当期利益金	
合計		計(自己資本)	
		合計	

1 本表は、この審査願提出直前のものについて記載すること。

2 本表は、経営監視課の設備機械の価格の算定上に機械並置、重複機械及び工具、周辺施設に別途に作成するものとする。

様式第3号

① 価格(販売、製作)	販売収益 千円	車両、運搬車 千円	工具、器具 千円計	千円
② 貨物価値追加				
③ ①+② 価格				千円

貲

貯

## 鳥取県告示第四十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年二月四日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字諸鹿字沢川(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的
- 
- 水源のかん養

- 三 解除の理由

## 木材業者

登録番号 登録年月日 住 所

鳥木第五八号	昭和四〇、七、六	岩美郡国府町大字三代寺二五四
第六〇号	"	三〇 鳥取市北本寺町一
第六一號	"	八、二四 立川町五丁目一四一
第六二號	"	九、二四 富安二六五
第六三號	"	一〇、二 卯垣一一七一一九
第六四號	"	五 田島一区六一八一一三
第六五號	"	一一、一 松江市八幡町八八八一一〇
第六六號	"	八木第一〇九号
第六七號	"	七、三〇 八頭郡智頭町大字早瀬
第六八號	"	第一〇号
第六九號	"	大字奥本
第六一〇號	"	若桜町大字吉川
第六一一號	"	大字糸白見
第六一二號	"	大字下野
第六一二三號	"	八東町大字北山
第六一二四號	"	大字岩瀬三〇六
第六一二五號	"	若桜町大字坂田
第六一二六號	"	大字才代
第六一二七號	"	河原町大字鶴原
第六一二八號	"	佐治村大字萬谷
第六一二九號	"	郡家町大字福地
第六一二三〇號	"	智頭町大字野原
第六一二三一號	"	大字新見
第六一二三二號	"	大字奥本
第六一二三三號	"	大字口宇波
第六一二三四號	"	大字眞庭野

## 鳥取県告示第四十九号

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて観察に供する。)

田有林野事業用宿舎敷地とするため  
鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第三条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年二月四日

鳥取県知事 石破二朗

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

佐々木商事株式会社 取締役社長	久松 谷口
中国工業株式会社 取締役社長	井上安太郎
佐々木商事株式会社 取締役社長	佐々木丈夫
久松工業株式会社 取締役社長	井上安太郎
中国工業株式会社 取締役社長	広谷 宏
佐々木商事株式会社 取締役社長	田中 寛
久松工業株式会社 取締役社長	藤原 金幸
中国工業株式会社 取締役社長	和田 文明
佐々木商事株式会社 取締役社長	廣田喜太郎
佐々木商事株式会社 取締役社長	山方 樹榮
佐々木商事株式会社 取締役社長	小川正之助
佐々木商事株式会社 取締役社長	石黒 正
佐々木商事株式会社 取締役社長	田中 照雄
佐々木商事株式会社 取締役社長	谷口 達治
佐々木商事株式会社 取締役社長	田中 勝
佐々木商事株式会社 取締役社長	板尾 利巳
佐々木商事株式会社 取締役社長	中尾 可憲
佐々木商事株式会社 取締役社長	花木 二郎
佐々木商事株式会社 取締役社長	下田 春雄
佐々木商事株式会社 取締役社長	谷尾 敦厚
佐々木商事株式会社 取締役社長	田口 孝義
佐々木商事株式会社 取締役社長	西村 情
佐々木商事株式会社 取締役社長	福田 義康
佐々木商事株式会社 取締役社長	高坂 國雄
佐々木商事株式会社 取締役社長	古谷 雄男
佐々木商事株式会社 取締役社長	河村 伸
佐々木商事株式会社 取締役社長	戸板 敦美
佐々木商事株式会社 取締役社長	林 茂幸
佐々木商事株式会社 取締役社長	寺坂 正博

大倉木材協同組合理事長	池谷 敏治
丸橋好賀男	伊藤男之助
西伯町森林組合組合長理事	丹波 武男
新井製材株式会社取締役社長	宮脇 清重
大山森林組合組合長理事	前田直次郎
中山町森林組合組合長理事	矢田貝林業社長
春日林業会社代表社員	矢田貝雅由
中山町森林組合組合長理事	西伯町森林組合組合長理事
大山森林組合組合長理事	生田 義治
新井製材株式会社取締役社長	塔田 義光
大山森林組合組合長理事	生田 義治
春日林業会社代表社員	轟田 茂
中山町森林組合組合長理事	轟野 秀雄
大山森林組合組合長理事	新井和一郎
新井製材株式会社取締役社長	平尾定太郎
大山森林組合組合長理事	伊沢 百伸
春日林業会社代表社員	尾古 道晴
中山町森林組合組合長理事	黒川 駿弘
大山森林組合組合長理事	田中 明盛
春日林業会社代表社員	下嶋 初康
中山町森林組合組合長理事	後藤 順

新井木材株式会社取締役社長	新井和一郎
大山森林組合組合長理事	伊沢 百仲
喜野 勝	喜野 勝
鳴田美林業	鳴田美林業
橋井 文子	橋井 文子
下地 初藏	下地 初藏
春日林業会員会代表社員	田中 明盛
枝原 一雄	枝原 一雄
松波 篤久	松波 篤久
円周武次郎	円周武次郎
福田 順代	福田 順代
小谷 聰美	小谷 聰美
和田伝三郎	和田伝三郎
中野芳之助	中野芳之助
橋井 雅雄	橋井 雅雄
榎原 良一	榎原 良一
有限会社櫻谷ホールセンター代表取締役	田丸喜久治
田丸木材株式会社取締役社長	田丸喜久治
櫻谷林業株式会社取締役社長	櫻谷 和義
米子木材株式会社取締役社長	櫻川祐太郎
櫻谷林業株式会社取締役社長	櫻谷 炳吉

株子木村株式会社取締役 塩谷 和彦	有限会社塩谷ホールセンター代表取締役 塩谷 和彦
氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
佐々木商事株式会社取締役社長 林 久雄	佐々木商事株式会社取締役社長 林 久雄
株式会社矢田貝林業社長 村尾 一穂	株式会社矢田貝林業社長 村尾 一穂
有限会社宮脇木工所代表取締役 佐々木丈夫	有限会社宮脇木工所代表取締役 佐々木丈夫
株式会社矢田貝林業社長 佐々木丈夫	株式会社矢田貝林業社長 佐々木丈夫
西伯町農業協同組合組合長理事 鈴尾 忠治	西伯町農業協同組合組合長理事 鈴尾 忠治
富水園業株式会社取締役社長 富水 勝	富水園業株式会社取締役社長 富水 勝
大前 地	大前 地
鶴田 誠光	鶴田 誠光
鶴田 久助	鶴田 久助
大前 地	大前 地



食生活農業高等学校	全日制課程	商業学科 農業学科	園芸科 蔬菜科	四〇 一五〇
食生活工業高等学校	全日制課程	工業学科	生活科 家庭学科	四〇 五〇
由良育英高等学校	全日制課程	工業学科	家政科 普通学科	八〇 三〇〇
赤崎高等学校	全日制課程	普通学科 家庭学科	家政科 普通学科	五〇 一〇〇
養良農業高等学校	全日制課程	農業学科	農業科 家庭学科	五〇 一〇〇
米子東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科 家庭学科	四〇 一〇〇
米子西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科 家庭学科	三五〇 一〇〇
米子南高等学校	全日制課程	農業学科 商業学科	農業科 商業科	四〇 一〇〇
米子本校	全日制課程	農業学科 商業学科	農業科 商業科	四〇 一〇〇
境港分校	全日制課程	農業学科 商業学科	農業科 商業科	五〇 一〇〇
木子工業高等学校	全日制課程	工業学科	電気科 土木科	八〇 四〇
法勝寺高等学校	全日制課程	普通学科 工業化学科	普通科 電気通信科	一五〇 八〇
境高等学校	全日制課程	普通学科 家庭学科	普通科 電気科	三〇〇 五〇
境水産高等学校	全日制課程	水産学科	機械科 電気科 電子科 電子科	八〇 四〇 四〇 一〇〇
境港工業高等学校	全日制課程	工業学科	電子科 電子科 電子科 電子科	四〇 四〇 四〇 五〇
根岸高等学校	全日制課程	普通学科 商業学科	家庭科 家庭科 家庭科 家庭科	四〇 五〇 五〇 五〇
日野成美高等学校	全日制課程	商業学科	農業科 農業科 農業科 農業科	四〇 四〇 四〇 四〇
全日調理師	全日調理師	全日調理師	全日調理師	八、四〇人

昭和四十一年度鳥取県立高  
鳥取県教育委員会告示第二十  
昭和四十一年二月四日

鳥取県教育委員会告示第二十八号) の一部を次のように改正する。

三出願要領

1 出版手稿

一月號

る受検証を交付しなければならない。

三種は上記加算値を提出しなければならない。

業、農林、商工、畜産又は農業機械）を志願する者に係る選考書の

出しなければならない

持続する場合、昭和四十一年二月十四日（月）から昭和四十一年三月二十一日（月）十二時までのうち、毎日九時から十七時まで

一  
受付場所

名第一志願校（分校の場合、本校活

卷之三

志願者は、面接受付しめきり後において、他の学校課程、学科、科に志願先の変更（第二志望を含む。）する時は、一回に限り志願変更受付期間内にわいてこれを行なうことができるものとし、その取り扱いは次のとおりとする。

志黙先の處

（一）  
名前の変更を希望する者は、本規則第十一項に定める要領に依る。

四

定める。

四 志願者は、様式第一号による入学志願書に必要な事項を記入のうえ、入学選抜手数料として三百五十円に相当する額の鳥取県収入課へ志願料として出願することはできない。

紙をはりつけ（油印をしてはならない）出張料を経由して  
出張期間内に第一志望校の授業で提出しなければならない。

（「亂入しない。」）を誤えて、任事又は出身中学校長に申し出、中学校長はこれを取りまとめて、さきに出頭した高等学校校長に提出する。

(1) さきに受理した入学志願書（収入証紙に消印済）は取りはずし中学校長に返付する。

(2) 志願変更願に添えて新たに提出された入学志願書に様式第九号による印を押印し、(1)の入学志願書に添付されていた関係書類を

三 入学志願書の返付を受けた中学校長は、面接の必要が事項の審査  
訂正及び押印（署名印と同一印）を行なわせ、志願変更許  
可書を添えて再志願の高等学校長に提出する。

再出願を受けた高等學校長は、「[ ]による申請認可書を確認するとともに書類を審査のうえ、様式第二号による受検証を交付しな

一年二月二十五日（金）十二時までのうち、毎日九時から十七時まで  
とする。

鳥取市立高等学校	定期制課程	普通学科	普通科	五〇	鳥取市東町二丁目一二二
鳥取農業高等学校	定期制課程	農業学科	商業科	五〇	鳥取市西町一丁目二二二
倉吉東高等学校	定期制課程	普通学科	普通科	四〇	鳥取市西町一丁目二二二
米子東高等学校	定期制課程	普通学科	普通科	四〇	倉吉市城町二丁目二二二
境高等学校	定期制課程	普通学科	普通科	五〇	米子市勝田町一〇七
日野東高等学校	定期制課程	農業学科	農林科	四〇	境港市上道町八二二
矢尻分校	定期制課程	農業学科	生活科	一〇	日野郡日南町矢尻一、二六四の一
定時制課程	計	八、七八〇	三六〇		
合					

九の二中「出る出願申請」を「出る出願登録」に改める。  
様式第六号の次にだの「様式第七号」、「様式第八号」及び「様式第九号」を用える。

様式第7号

## 志願変更届

出身中学校名

現住所

本人氏名

保護者氏名

私は、下記のとおり貴校に出願いたしましたが、都合により志願変更したいので許可下さいようお願いいたします。

記  
高等学校 梅屋 学科 科  
受検証番号 第 号

昭和 年 月 日

本人氏名

保護者氏名

上記のことは適当と認めます

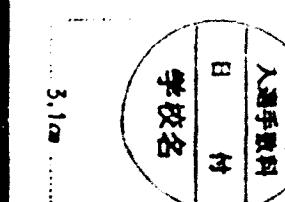
中学校及

市町村教育委員会

様式第8号	志願変更許可書
出身中学校名	現住所
本人氏名	保護者氏名
記	
高等学校 梅屋 学科 科	受検証番号 第 号
昭和 年 月 日	
高等学校	

上記の者は、下記のとおり出願していたが、志願変更の願い出があったのでこれを許可する。

様式第9号	志願変更許可書
入選手数料	付
日付	
学校名	



3,100

正

七 下欄

九 四行

車両の通行を禁止する。

緊急自動車

正

十

四行

車両の駐車を禁止する。

緊急自動車

大字郡家七五番地の三地先十字路

四

十九

